

## 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十三号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。)

附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正前国共済法」という。)

に、「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)」を「一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。)

」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に、「地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 職員の再任用に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。